

令和6年度 税制改正大綱 ～法人税～ その2

令和6年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

<法人課税>

1 交際費等の損金不算入制度の見直し及び延長

交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げる。
 - ② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。
- （注）上記①の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

2 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の見直し及び延長

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、その適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し及び延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外した上、その適用期限を2年延長する。

4 外形標準課税の見直し

(1) 減資への対応

イ 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。

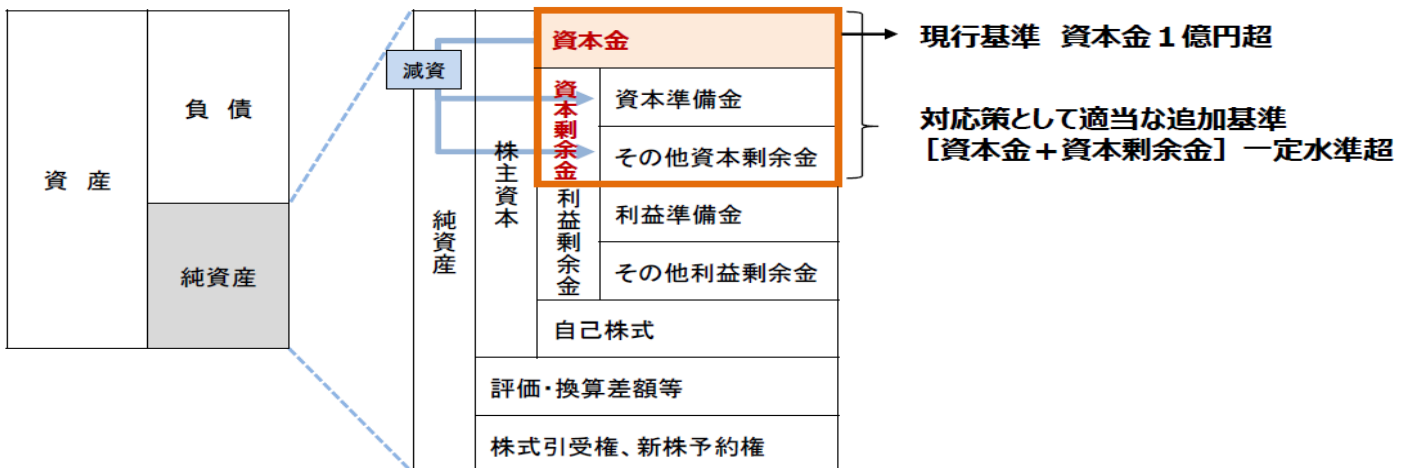
ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ロ 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記イにかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

自民党税制調査会資料



(2) 100%子法人等への対応

イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。)又は相互会社・外国相互会社(以下「特定法人」という。)の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額)が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(注) 上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう。

ロ 産業競争力強化法の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編(仮称)のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収(一定のものに限る。)の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人(当該認定特別事業再編事業者(仮称)が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含む。以下「他の法人等」という。)が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。ただし、当該他の法人等が、現行基準(資本金1億円超)又は上記①により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

ハ 上記イにより、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額

(ロ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

ニ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

自民党税制調査会資料

○ 親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して検討すべきであり、同様の趣旨から講じられた法人税の制度を参考として、一定規模以上の法人(親会社)の100%子会社等を外形標準課税の対象に追加することが考えられる。

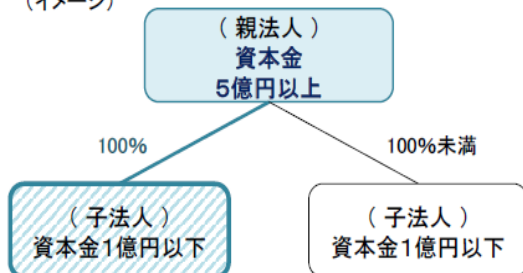
○ 対象となる親会社の事業規模を測る指標は、減資に対応するための追加的な基準との整合性にも配慮し、「資本金と資本剰余金の合計額」とすることが適当。

○ 具体的には、資本金が1億円以下の法人であっても、「資本金と資本剰余金の合計額」が一定水準を上回る法人の100%子会社等を外形標準課税の対象として追加することが適当。

<法人税> 現行制度

資本金1億円以下であっても、資本金5億円以上の法人の100%子会社等(※)は、一律非中小法人として取り扱う。

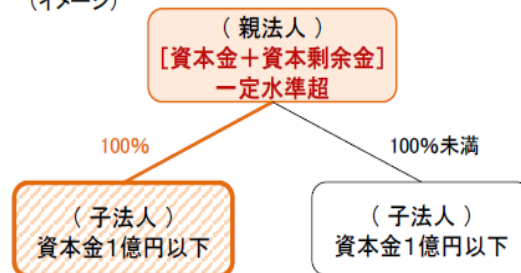
(イメージ)



<外形標準課税> 対応策として適当な追加基準

資本金1億円以下であっても、[資本金+資本剰余金]が一定水準を上回る法人の100%子会社等を外形標準課税の対象とする。

(イメージ)



※ ① 大法人(資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社、受託法人)との間に当該大法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人
② 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人